ITAD及びデータ消去サービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社がお客様に提供する ITAD 及びデータ消去サービスに関する提供条件及び当社とお客様の間の権利義務関係が定められております。

お客様は、本サービスの利用に際して、本規約の全文をお読み頂いた上で、本規約に同意していただく必要があります。なお個別案件において別途取り決めがある場合は、その取り決めを優先することとします。

第1条　（定義）

本規約において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「本サービス」とは、ITAD（IT Asset Disposition：アイタッド）及びデータ消去サービス、電子機器の回収及び廃棄におけるデータ消去及び電子機器の買取等を含む資産処分サービスをいいます。
2. 「対象機器」とは、パソコン、サーバ、ストレージ、モニタ、スマートフォン、タブレット、その他電子機器（家電４品目・小型家電を含まない。）のうち、お客様と当社が個別契約で定めるものをいいます。
3. 「消去作業設備」とは、データ消去ソフトウェア、物理破壊装置、磁気消去装置、破砕専用機、その他当社がデータ消去作業に使用する各種設備をいいます。
4. 「記録装置」とは、対象機器に内蔵されているHDD、SSD等、固定ディスク装置に相当する記録媒体をいいます。
5. 「データ消去作業」とは、消去作業設備を使用し、対象機器の記録装置に対して行うデータ消去作業をいいます。
6. 「データ消去基準」とは、NIST SP800-88 その他当社が採用する国際基準、業界基準又はこれらに準ずるデータ消去標準をいいます。

第2条　（本サービスの申し込み及び承諾）

1. お客様が本サービスを利用することを希望される場合には、あらかじめ、本規約における事項を承諾の上、次の事項（対象機器の名称、型式、同機器に内蔵されているHDD等の記録装置数量、希望する消去方法、引取場所、引取希望日時、雑品の有無・内容・数量・取扱い、その他特記事項）を明らかにして、当社所定の様式によって申込をして頂きます。なお、オンサイトによるデータ消去サービスの場合は、別途同意書へのご署名をしていただきます。ただし、お客様と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. 当社の営業時間は、平日午前9時30分から午後5時となっております。営業時間外のサービス提供は追加料金を頂く場合がございます。
3. 当社は、第1項の申込みを受け、5営業日以内に、お客様と当社とで細部について協議致します。なお、買取対象となる機器の概算査定金額を希望される場合は、お客様から機器の詳細なスペックについて情報を頂くことで、参考価格を記載したお見積書を交付致します。
4. 前項の協議が整った場合、お客様は当社に対し、その協議の結果に従って、当社所定の様式によって機器リストを記載した発注書を送付するものとします。当社が発注書及び機器リストを受領したときをもって、個別契約が成立したものとします。また、この発注書は、見積書への合意を示す署名によっても置き換えることができるものとします。
5. 当社は、当該本サービスの作業規模により、一部前受け金を申し出ることがあります。
6. 本サービスをお客様都合で変更又はキャンセルされる場合は、引取予定日の5営業日前まで当社まで連絡ください。引取予定日の5営業日以内の変更又はキャンセルの場合、当社はお客様に対し、当社所定のキャンセル料を請求することができるものとします。

第3条　（集荷）

1. 当社は、引取予定日に、お客様が指定した場所にて対象機器の集荷作業を実施します。集荷については、外部の運送業者に委託する場合がございます。外部の運送業者に委託する場合は、当該運送業者の住所、会社名等を事前にお客様にご連絡します。
2. お客様は、集荷作業が円滑に進むよう次の事項を遵守する必要があります。
   ①　集荷場所の出入りの問題、必要な手続をお客様で手配すること。
   ②　対象機器から付属機器等を取り外して保管すること。
   ③　機器リストをもとに集荷の対象機器を1箇所に集めること。
   ④　集荷に立ち会う担当者を手配し、集荷作業に立ち会わせること。
   ⑤　集荷時までに対象機器の BIOS ロック（Basic Input Output System）・パスワードロック・アクティベーションロック・ADE（Automated Device Enrollment）（旧 DEP）・Windows Autopilot・MDM（Mobile Device Management）等の管理・監視下から解除すること。
3. 当社は、集荷に際し、対象機器の種類ごとの台数について機器リストを照合し、機器リストと相違ないことを確認します。なお、集荷に際し、対象機器の種類ごとの台数の照合に加え、シリアルナンバーの照合が必要な場合は、別途追加料金をお支払い頂きます。
4. 当社は、次に掲げる機器については、集荷を拒否できるものとします。
   ①　機器リストの記載にない機器。
   ②　破損、故障等によりリチウムイオンバッテリーが膨張し又はその疑いのある機器。

③　あきらかに破損し有害の疑いがある機器。

5. 当社は、第3項の確認作業後、お客様に対し、当社所定の「お客様確認書」（CJO：Certificate of Job Order）を交付します。
6. 一旦集荷した機器は返却できません。ただし、第6条1項①の検品作業において、対象機器と機器リストとで種類ごとの台数は合致するものの、シリアルナンバーが合致しない場合等においては、当社がお客様への返却等の対応をする場合がございます。この場合、返却に際しての送料等につきましては、お客様負担とさせて頂きます。

第4条　（所有権の移転）

1. お客様及び当社は、前条第5項の書面に双方が署名した時点をもって、対象機器の引渡しが完了するものとし、これをもって対象機器の所有権がお客様から当社に移転することに合意します。
2. 対象機器の引渡し前に生じた対象機器の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、当社の責めに帰すべきものを除き、お客様の負担とし、対象商品の引渡し後に生じたこれらの損害は、お客様の責めに帰すべきものを除き当社の負担とします。

第5条　（保証）

1. お客様は、対象機器について次の事項を表明し、保証するものとします。
   ①　対象機器に対して正当な所有権を持つこと。
   ②　対象機器が譲渡担保その他第三者の権利の対象となっていないこと（リース品、レンタル品ではないこと）。
   ③　内部データについて正当な権利を有すること。
   ④　対象機器の内部パーツにおいて抜線やHDD・SSDの増設等の改良行為を行った場合、事前に当社にその事実を伝えること。
2. 前項の確約に反したことが判明した場合、当社は本サービスを提供しないことがあります。また、当社は、当該違反によって生じた損害に対する責任を負わないとともに、それによって当社に生じた損害について、追加費用を請求することができるものとします。
3. 第1項の確約に反し、対象機器、記録装置及び内部データの権利等について、第三者からの損害賠償請求等が発生した場合には、お客様は自らの責任と負担において対処するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条　（処理）

1. 当社は、対象機器が当社の処理サイトに到着後、次に掲げる監査作業を実施します。
   ①　検品：対象機器の名称、型式その他対象機器についての必要な情報を検査し、記録します。
   ②　機能テスト：対象機器の動作等の機能状況について調査・評価します。
   ③　外見テスト：対象機器の摩耗、損傷、部品の欠損の有無その他外観上の状況について調査・評価します。
   ④　デタッキング：対象機器に付着している資産タグシールその他対象機器を特定可能なシールについて、シール剥がし作業を実施します。シールの貼付状況により、十分な除去が難しいと判断した場合、その対象機器は解体・リサイクル処理することとします。なお、資産タグシールの記号・番号の取得及び検品報告書への記録が必要な場合は、当社所定の追加料金をお支払い頂きます。
2. 当社は、次に掲げるデータ消去作業の方式その他これらと同等以上の情報セキュリティ水準を有する方式のうち、お客様と当社が個別契約で合意した方法により、対象機器のデータ消去作業を実施するものとする。なお、対象機器の状態、記録媒体の仕様又は技術的要因により、当該方法による処理が困難又は不適当であると当社が判断した場合は、当社は同等以上の情報セキュリティ水準を有する他のデータ消去方式を選択できるものとする。また、当社は技術的進歩、情報セキュリティ向上、法令又は業界基準の変更その他合理的な必要性に応じて、データ消去方式及び作業手順を変更できるものとする。ただし、変更後の方式は、変更前と同等以上の情報セキュリティ水準を満たすものとする。オンサイトによるデータ消去についても同様とする。
   ①　ソフトウェア消去（論理消去）：当社が採用するNIST SP800-88その他の国際基準、業界基準又はこれらと同等以上の安全性を有するデータ消去基準に準拠したデータ消去ソフトウェアその他適切な方法により、記録装置内のデータを消去し、内部データを読み出し不能又はデータ消去基準に照らして復元困難な状態とする。
   ②　物理破壊：専用の物理破壊装置を使用して、記録装置のデータ記憶領域（プラッタ）に対し物理的に加圧変形を加えることにより、内部データの読み出しを不可とします。またフラッシュメモリや記憶チップなどを物理的に破壊することにより、内部データの読み出しを不可とします。
   ③　シュレッダー機による破砕：データメディア専用シュレッダー等専用の機器を使用して、記録装置やデバイスその他の物を細かく破砕処理することにより、内部データの読み出しを不可とします。
   ④　磁気消去：メディアデータ消去専用の磁気消去装置を使用して、記録装置に強磁界を加え磁気データを破壊することにより、内部データの読み出しを不可とします。
   ⑤　初期化：ネットワーク機器のファームウェアを初期（工場出荷時）状態に戻すことにより、内部データの読み出しを不可とします。
   ⑥　オンサイトデータ消去：機器の多様化及び筐体構造の複雑化により、オンサイト作業時に記録媒体（HDD/SSD/ストレージ）が確認できない場合がございます。その場合は、当社の処理サイトにてデータ消去を確実に実施いたします。また、作業内容や処理機器台数の追加等によっては、再度スケジュール等の調整をし、追加作業が発生した場合は、別途追加料金をお支払い頂きます。
3. 当社が対象機器とともに雑品類の引渡しを受けたのち、当該機器もしくは雑品類の中に、お客様が事前に認識できず申告していなかった記録装置が、当社の検品作業によって確認された場合は、当社はデータ消去・破壊などの適切な処理を行い、追加の費用を申し出ることができるものとします。ただし、その処理方法について事前に個別契約にて決定されている場合はこの限りではありません。

4. 当社は、善良なる管理者の注意をもって前各項の作業を履行するものとします。

第7条　（リユースプロセス）

1. 当社は、前条の処理が完了後、次に掲げる事項に従って、リユースプロセスを実施します。なお、再利用に適さない対象機器については、関連する法令及び各種ガイドラインに従った方法で、分解、リサイクルします。
   ①　当社による対象機器の買取金額の決定
   ②　検品報告書（Audit Report）の作成
   ③　データ破壊及び機器のリサイクル証明書の作成（CODR：Certificate of Data Destruction and Recycling）
2. 当社が対象機器とともに雑品類の引渡しを受けた場合、当該雑品類については、関連する法令及び各種ガイドラインに従った方法で、分解、リサイクル、リユースします。
3. 当社は、お客様に対し、集荷作業日から 30 営業日以内に検品報告書を提出します。
4. お客様は、前項の受領から7日以内にその内容について自らの責任と負担において検査を行い、その内容に不備があった場合は、当社に通知するものとします。この場合当社は、速やかにその不備について調査し、修正の可否についてお客様に報告するものとします。かかる期限までに検品報告書の不備について、お客様から当社へ書面による通知がなされないときは、検査に合格したものとみなします。
5. 機器の引渡し後に、当社は本条第1項及び第2項の作業を行うため、お客様から対象機器の分解、リサイクル、リユースを妨げられないものとします。

第8条　（料金及び支払時期）

1. 当社は、お客様に対し、前条の検査に合格後3営業日以内に、本サービスの対価を記載した請求書を発行するものとします。
2. お客様は、請求書の発行日より起算して翌月の末日までに、請求書記載の金額を、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、支払日が金融機関の休業日と重なる場合は、前営業日に支払うこととします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
3. 本サービスの対価について、対象機器の買取金額がお客様に対する請求金額を上回る場合、当社は、第1項の請求書に代えて精算書を発行するとともに、その対応についてお客様と当社とで協議するものとします。

第9条　（免責事項）

お客様は、当社の免責事項として次の各号を承諾した上で本サービスを利用するものとします。

1. 当社は、本規約及び個別契約にて定められた内容に従い、本サービスを提供するものであり、本サービスの提供によって得られた結果が本規約及び個別契約にて定められた内容のとおりであることのみを担保するものとします。
2. 本サービスにおいて、当社は、対象機器及び記録装置内のデータ等について、あらゆる原状回復、データ復旧への責任を負わないものとします。対象機器上にあるデータ又はソフトウェアの復元に関して、当社は一切の責任を負いかねますので、必要に応じて、あらかじめお客様の責任でバックアップをお取りください。バックアップを取らなかったことによりお客様に損害等が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
3. ADE（旧 DEP）・Windows Autopilot・MDM 等によりお客様に損害等が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第10条　（再委託）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者へ再委託することがあります。
2. 前項により当社が再委託先に再委託するときは、本規約及び個別契約に基づく当社の義務と同等の義務を再委託先に履行させることをお客様に対し保証するものとし、再委託先による本規約及び個別契約上の義務の違反は、当社による違反とみなします。

第11条　（秘密情報）

1. お客様及び当社は、本規約又は個別契約の履行に関連して知り得た一切の情報（当社においては、第6条によるデータ消去作業の対象となるデータを含め、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の承諾を得ることなく、本規約又は個別契約の履行以外の目的のために利用し、又は第三者に利用させ、若しくは開示し、また漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
   ① 相手方から開示された時点ですでに公知となっていた情報又は開示された後に当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報。
   ② お客様及び当社が開示を行った時点ですでに相手方が保有していた情報。
   ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。
   ④ 開示された後に、開示された情報によらず独自に開発された情報。
2. お客様及び当社は、秘密情報を本規約又は個別契約の履行のために従事している者に対してのみ取り扱わせることができるものとします。この場合、お客様及び当社は、従事者に本規約に定める秘密情報の保持に必要な事項を周知しなければならないものとします。
3. お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を加工し、複製し、若しくは複写してはならないものとします。
4. お客様及び当社は、アクセス管理等、秘密情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他秘密情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとします。
5. お客様及び当社は、本規約又は個別契約に違反して秘密情報が本規約又は個別契約の履行以外の目的に利用され、若しくは第三者に開

示され、若しくは漏洩したことが判明したときは、直ちに相手方に書面をもって報告し、協議を行うものとする。

第12条　（権利の譲渡等）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なくして、本規約及び個別契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、移転、担保設定、その他処分をすることはできないものとします。

第13条　（損害賠償）

1. 当社が、本規約又は個別契約に違反していたことに起因して、お客様に損害を与えた場合、当社は、個別契約における対価を上限としてその損害を賠償するものとします。ただし、当社の賠償する損害は、直接損害に限られるものとし、間接的又は派生的に発生した損害は含まないものとします。
2. 前項ただし書は、当社が故意又は重過失に基づき、本規約又は個別契約に違反した場合は、適用しないものとします。

第14条　（契約解除）

お客様又は当社は、相手方が下記の各号の一つに該当するときは相手方に対する催告を要することなく本規約又は個別契約を解除することができるものとします。また、当該解除権の行使は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

① 正当な理由なく、本規約又は個別契約に基づく債務を履行しないとき。
② 仮差押え、仮処分、差押え及び租税滞納処分その他の公権力による処分を受け、破産手続、民事再生手続及び会社更生手続の開始を申立てられ、又は自ら破産手続、民事再生手続及び会社更生手続の開始の申立てをしたとき。
③ 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録取り消しの処分を受けたとき。
④ 営業の廃止、又は合併によらず解散を決議したとき。
⑤ 手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
⑥ その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第15条　（不可抗力）

1. 天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故その他不可抗力により本規約又は個別契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は引渡の不能を生じた場合、当社はその責を負わないものとします。
2. 前項の場合に、本規約又は個別契約は引渡不能になった部分については消滅するものとします。

第16条　（反社会的勢力の排除）

1. お客様又は当社は、相手方に対し、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様又は当社は、相手方に対し、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
   ① 脅迫的な言動又は暴力行為
   ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
   ④ 相手方の業務を妨害する行為
   ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. お客様又は当社は、相手方が前二項に違反した場合、本規約及び個別契約を解除することができるものとします。なお、お客様又は当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は本項の解約に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認します。
4. お客様又は当社は、自己（自己の役員等を含みます。）が第1項又は第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、相手方に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

第17条　（分離条項）

本規約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断されたとしても、残部の条項は、その後も有効に存続するものとします。

第18条　（準拠法）
本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

第19条　（合意管轄）
お客様及び当社は、本規約及び個別契約に関する一切の紛争については、訴額のいかんにかかわらず、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第20条　（協議事項）
本規約又は個別契約に定めのない事項及び本規約又は個別契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、お客様及び当社は誠意をもって協議し解決するものとします。

第21条　（本規約の変更）
当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合は、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社のウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、お客様に通知します。ただし、法令上、お客様の同意が必要となるような内容の変更は、当社所定の方法でお客様の同意を得るものとします。

改定日：2026 年 7 月 28 日